

様式第3号（第11条関係）

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第2回吉川市市民参画審議会
開催日時	令和4年2月17日(木) 午前 10時00分から 午前 11時39分まで
開催場所	市民交流センターおあしす ミーティングルーム4
出席者氏名	(敬称略) 坂野喜隆会長、松村勘由副会長、高崎康男委員、高田明充委員、 金澤美智子委員、大手俊之委員、木原十三男委員、郭育子委員 木村ミツ委員
欠席者氏名	小野田美智子委員
担当課職員職氏名	市民参加推進課 宗像浩課長、松井勉係長、鈴木沙織主任、 子育て支援課 飯野耕太郎課長補佐、学校教育課 松岡伸悟副主幹 生涯学習課 山崎弘輝主査
会議次第 及び会議の 公開又は非公開の別	<b>【第2回 審議会次第】</b> 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 第1号 令和3年度第1回審議会にて選定した協働事業の第三者評価について 第2号 令和3年度 市民参画手続の進捗状況について 4 閉会 <b>【会議の公開又は非公開の別】</b> すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	資料1 令和3年度 市民参画手続進捗状況の一覧表 資料1-1 令和2年度 進捗状況-1. 審議会 資料1-2 令和2年度 進捗状況-2. パブリック・コメント 資料1-3 令和2年度 進捗状況-3. 市民説明会 資料2-1～3 吉川市協働事業評価シート（第三者評価対象分）
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	高崎委員、郭委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

司会

定刻（午前10時）により開会

**○第1号 令和3年度第1回審議会にて選定した協働事業の第三者評価について**

**～ホームスタート事業～**

坂野会長

第1号について、事務局から説明願いたい。

事務局

1つ目の事業は、資料2-1「ホームスタート事業」で、担当部署は子育て支援課である。

それでは、担当部署より改めて事業内容をご説明いただきたい。

子育て支援課

はじめに、子育て支援課の業務について説明させていただく。当課では「子育て支援の推進」「児童虐待対応」「子どもの貧困対策」などについて進めるとともに、支援センターなどでの利用者支援事業を実施している。そのような中におけるホームスタート事業であるが、子育てに対する不安の軽減、孤立の防止、児童虐待の防止を目的として、妊婦や未就学児を対象に事業を行っている。

事業の進め方としては、特定非営利活動法人よしかわ子育てネットワークに事業を委託している。ホームスタート事業とは、研修を受けたビジターによる家庭訪問型の事業である。ビジターが自宅へ出向き、話を聞いたり、子どもと一緒に遊んだりしながら子育て中のご家庭の不安に寄り添って対応を進めている。費用については無料で、1週間に1回、2時間程度の訪問を4回行っている。その中で、ご家庭のプライベートな事柄が話題になることもあるため、個人情報の取り扱いに関しては適切に対応するよう守秘義務の遵守に努めているところである。

利用の流れについては、利用を希望するご家庭から連絡を受けたら、オーガナイザーと呼ばれるコーディネーターがご家庭の話を聞いて、支援の方針を定めながら担当するビジターを決定する。実際にご家庭に訪問するビジターが軸となって4回訪問を重ね、最後にビジターとオーガナイザーが共にご家庭に訪問し、どのような形でこの事業が進んだか振り返るとともに今後の方針について話し合うものである。事業概要は以上である。

ここで、事前にいただいた質問について回答させていただく。

- ・ホームスタートのビジターはとても大切で、専門的な知識や経験が必要だと思うが、数は足りているのか。募集の方法と周知はどのようにしているのか。

⇒現時点でビジターは33名いるが、コロナ禍ということもあり、利用者が大幅に増減することがないため、今の人数で対応ができているところである。

しかしながら、現在、コロナ禍において事業の利用を控えている方もいらっしゃる。そのような方が、利用を希望する状況になり、訪問が集中する場合にはビジターの増員が必要となることが考えられるため、来年度はビジターを増員して、利用者のニーズに応じていきたいと考えている。増員にあたっては、候補者にビジター養成講座を8回受講していただく予定である。

- ・感染予防対策を徹底しながら、家庭訪問による児童相談、頭が下がる思いである。既に活用されているのかもしれないが、TV会議等の一部代替、補完も考えていただけたらと思う。

⇒本事業は家庭訪問型の事業であり、利用者の方々のお話を伺う中で、対面式で行うことの意義を強く感じている。直接話をするのが、利用者が前向きになったり、不安感を解消することにつながっているようである。現時点では、そういった声に耳を傾けながら訪問型の事業を継続していきたいと考えている。

- ・委託先の選定について、委託に至るまでの手続はどのようになされているのか。委託先となる事業所等の基準や公募の規定等はあるのか。

⇒委託している特定非営利活動法人よしかわ子育てネットワークは、地域参加型の子育て支援を進めており、これまでの実績やノウハウを踏まえて選定している。また、本事業は年度で区切ることをしていないため、毎年同じ団体に委託する継続性も大切にしている。

- ・本事業は委託事業の位置付けであるが、子育て支援課は、この事業に関して何をどのように行ったのか。

⇒毎年度契約を更新する際、団体と現状およびニーズの把握、ビジター養成の必要性などについて総合的に情報共有を図っている。また、毎月、委託先の団体に利用実績の報告をしていただき、継続した意見交換に努めている。

- ・受託者「NPO法人よしかわ子育てネットワーク」は、事業をどのように計画し、実施したか。

⇒事業を始めるにあたり、オーガナイザーを軸にビジターおよび利用者が一緒になって、どのような形でご家庭に入り支援を進めるのか計画している。また、事業完了時も同じように振り返りを行っている。そのような流れを大切に、寄り添い方の支援が継続できるように意識して事業を実施している。

- ・事業評価は具体的にどのように行ったのか。

⇒事業完了時に行う、オーガナイザー・ビジター・利用者間での振り返りでは、ホームスタート事業を受けたことにより、気持ちの面やお子様の成長に関してどのように変化したか、利用者からフィードバックしていただく。本事業を通

	<p>じて、ご家庭での不安感や困りごとが少しでも和らぐように、振り返りを丁寧に繰り返し行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この事業での課題にどのように対応したのか。</li> </ul> <p>⇒人員確保については、訪問希望者に対応できるようにビジター養成を継続して行っていく。また、4回の訪問を終えて、さらに支援の継続を希望されるご家庭には個別に対応している。特に双子の赤ちゃんがいるご家庭に関しては、4回の訪問で支援を完結させることが難しいため支援を継続するケースがある。支援を受けられたご家庭からは、「安心感が得られた」「家庭内のつながりができた」などの声をいただいている。</p>
坂野会長	今の説明について、何かご意見等はあるか。
木村委員	民生委員として訪問を行っているが、訪問することの難しさを感じている。協働事業評価シートを見ると評価が高く、うまくいっていると思うが、対面型の事業を実施する中でトラブルなどはないのか。
子育て支援課	支援するに当たり、素質を備えたオーガナイザーがビジターと共にご家庭に入って支援方針を定め、方針に沿って訪問を実施しているため、現時点で大きなトラブルはない。
大手委員	訪問の回数だが、基本的に4回で終了ということか。
子育て支援課	そうである。4回の訪問で完結させることが、一つの基準となっている。そのあとの必要性については、個別の状況に応じて対応している。
郭委員	先ほど、個人情報扱うにあたる守秘義務の話が出たが、ビジター養成講座の際にマニュアルを配布したり、契約書で謳うなど、具体的な対策はしているのか。
子育て支援課	個人情報の取り扱いに関しては、非常に注意しなければならないと考えている。ビジター養成講座において守秘義務について説明している。守秘義務を遵守したうえでの事業となるので、個人情報の取り扱いについては本事業に関わる者が皆、同じ認識を持ち、注意を払っている。
松村委員	担当課として利用者の窓口になることはなく、事業すべてを委託先に委ね、随時話し合いを通して情報共有を図り、評価を行うということによろしいか。

子育て支援課	<p>そのようなケースもあるが、当課においても相談員および支援員がいるので、そこで相談を受けた際にホームスタート事業を案内することがある。その場合は、市役所の窓口経由でホームスタート事業におつなぎし、関係機関として連携しながら支援を進めることもある。そのため、委託先の団体にすべてをお願いしている状況ではない。</p>
金澤委員	<p>説明を聞き、とてもよい事業だと感じた。自分で「大変だな」「不安だな」と発信できる人は、このような事業を通して助けを求めることが出来ると思うが、本当に大変な人はそれを言えないのではという気持ちがある。そのため、声をあげられない人を助ける仕組みがあるといいと思う。</p>
子育て支援課	<p>ご意見ありがとうございます。たしかに、お声を出すことが難しい方もいらっしゃると思う。そういったときに大切なのは、関係機関の連携であると感じている。学校や保育園、幼稚園や市役所内の他部署から情報提供があった際には、お話を伺いながら福祉サービスや相談機関を紹介して、うまく支援につなげていきたいと考えている。</p> <p>そういったなかで、なかなかお声を出せない方についてもうまく連携しながら支援できるよう、日々の業務を進めている。</p> <p style="text-align: center;"><b>～外国人児童生徒への日本語学習支援～</b></p>
事務局	<p>2つ目の事業は、資料2-2「外国人児童生徒への日本語学習支援」で、担当部署は学校教育課である。</p> <p>それでは、担当部署より改めて事業内容をご説明いただきたい。</p>
学校教育課	<p>本事業は、市内に在住する外国人児童生徒で、日本語について課題のある子どもたちを対象として、市国際友好協会と協力しながら日本語の学習支援を進めているものである。具体的には、市国際友好協会に支援を委託しているものに加えて、県教育委員会から加配教員を付け、対象となる児童生徒が在籍している学校の教員にご協力をいただきながら、日本語に課題のある子どもたちに対して日本語の指導を行っている。事業概要は以上である。</p> <p>ここで、事前にいただいた質問について回答させていただく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市国際友好協会のメンバーはとても大切で、専門的な知識や経験が必要だと思うが、数は足りているのか。募集の方法と周知はどのようにしているのか。</li> </ul> <p>⇒市国際友好協会のメンバーについては、HP等により周知を行うほか、会報誌を年1回全戸配布して募集を行っている。</p> <p>外国人児童生徒への日本語学習支援活動に携わる者については、さまざまな状況があるため、場合によっては市国際友好協会の会員でない方が入る場合もあ</p>

る。しかし、基本的には市国際友好協会の会員の方々の適性を見てお声がけをし、研修を受けていただいたのちに活動に参加をしていただいている。育成に時間がかかることもあることや、子どもたちが必要としている言語や家庭環境が多岐にわたるため、その都度、市国際友好協会の方と相談をしながら対応しているところである。新型コロナウイルスの影響で外国からいらっしゃる住民の数は少なくなっているところではあるが、今後増加していくことが予想されるとともに、外国人児童生徒の状況が刻々と変化するので、常に市国際友好協会を話し合いながら、そのときの状況に合った先生を配置させていただき、事業を進めている。

- 本事業は委託事業の位置付けであるが、学校教育課は、この事業に関して、何をしたか。

⇒外国人児童生徒の人数把握についてであるが、日本語学習支援を必要とする児童生徒を絞り込むには、外国人児童生徒の人数把握では現場とフィットしない部分がある。

日本国籍を取得しているが日本語支援が必要な児童生徒や、外国籍のままであるが日本語が堪能な児童生徒がいるため、各学校と話し合いをしながら本当に日本語学習支援が必要であるかを検討したうえで支援の決定をし、市国際友好協会とともに対応しているところである。

本年度は39名の児童生徒が日本語学習支援を受けており、市国際友好協会と県教育委員会からの加配教員で対応している。年度途中で支援が終了することや、途中から支援を開始することもあるので、年度内で増減がある。

必要な言語も「ベトナム語」「中国語」「タイ語」など多岐に渡るため、ICT機器の充実によりタブレットに入った翻訳機を必要に応じて活用している。翻訳機だけでは伝わらない部分については、今後の課題と考えている。

- 受託者「市国際友好協会」は、事業をどのように計画し、実施したか。

⇒市国際友好協会と学校教育課間で情報交換を行いながら、計画・実施しているところである。また、市国際友好協会から学校教育課に提出された学習支援記録を見ながら、対応を協議し、進めている。学校教育課担当者が学校へ同行して対応したケースもある。また、指導員確保の観点では、本年度はオンラインで市国際友好協会による学習会が実施されており、学校教育課担当者として参加させていただいた。市国際友好協会の方々は、多様な児童生徒の対応に大変努力されており、学校教育課としても、出来る限り情報収集に努めながら柔軟な対応をしていきたいと考えている。

- この事業での評価（成果と課題）をどのように把握したのか。

⇒子ども達の実際の状況は、学校が普段行う個人面談や三者面談を通して保護者

の方と交流しながら、担任の先生などが把握しているところである。そこで気になる点がある場合は、学校教育課に連絡がくるので、市国際友好協会と対応について協議していく。また、市国際友好協会の支援活動担当者が学校に行った際にも、担任の先生や管理職の先生方と情報共有をしており、その中に出てきた課題などについて学校教育課と協議をして次年度の計画に役立てているところである。

より支援が必要となる場合は、週1回の学習支援を週2回に増やすなどして対応しているが、通常の授業との兼ね合いもあるため、より連携を密にして対応を考えていく必要があると考えている。

坂野会長

今の説明について、何かご意見等はあるか。

松村委員

在籍する学級での通常授業において、日本語に課題がある児童生徒に対して担任の先生はどのように配慮したらよいのかという点については、どこかで対応しているのか。

学校教育課

担任の先生は、学年の先生方および管理職の先生方と情報共有と指導方法について協議している。

そのうえで、市国際友好協会の支援活動担当者からふだんの学級では見えなかった状況について助言をいただき、指導の参考としている。

大手委員

外国から来る児童生徒の年齢は様々であると思うが、入学する際の学年は、年齢によって決まるのか。

学校教育課

基本的には年齢に合わせた学年となる。

大手委員

高学年になると、なおさら授業が難しいのではと感じる。

学校教育課

特に中学校になると、高校受験も関係してくる。1学年違うだけで授業の進度も大きく変わってくるため、実際にそのような課題が発生した場合には、協議が必要になってくると思う。

木村委員

支援活動担当者が支援していくうえで担当者の力量が大切になってくると思うが、どのように育成しているのか。

学校教育課	<p>支援活動担当者の育成については、市国際友好協会にて情報共有とご指導をいただいている。日本語学習支援のため学校に来ていただくにあたり、学校教育課で別の時間を設けて研修をするということには行っていない。</p>
木村委員	<p>指導に当たり、児童生徒に対して担当者はだいたい同じ人がつくのか。</p>
学校教育課	<p>基本的には、同じ担当者がつくようになる。</p>
高田委員	<p>日本語学習支援をする中で、生活に関わる課題がある場合はどのようにしているのか。</p>
学校教育課	<p>日本語指導の必要性に関わらず、家庭や生活に課題がある場合は学校としては同じように対応していくこととなる。学校現場では対応しきれないケースについては、子育て支援課や地域福祉課と連携して対応していく。</p>
木原委員	<p>先ほど翻訳機の話があったが、GIGAスクール構想の流れからもeラーニングを利用していただければと思う。これは、eラーニングがすべてということではなく、通常授業を補完する意味である。</p>
学校教育課	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
郭委員	<p>日本語学習支援事業の支援活動担当者コーディネーターをして約5年になるが、もともとの活動はある方のボランティアから始まったものである。平成24年には支援対象者が6名であったが、現在39名となっている。コロナ禍でも支援を必要としている児童生徒は増加しているように感じる。現場で感じるのは、心の状態が整っていないと、新しい言葉は入ってこないということである。日本語学習支援と言っているが、心のケアを大切に考えるスタッフが集まっており、全国にいる日本語学習支援に関わる方とオンラインで研修を実施し、連携を取りながら事業を進めている。</p> <p>令和元年度に日本語教育の推進に関する法律が施行されたが、まだまだ各市町村の担当者が手探りで実施しているところである。</p> <p>実際に支援をしていると、日本語の課題だけではない色々な状況があるので、スクールソーシャルワーカーの先生や、通訳者などと連携を取りながら支援をしていくことが大切だと思う。</p>
<p>～市民交流センターおあしす指定管理者事業～</p>	



事務局

3つ目の事業は、資料2-3「市民交流センターおあしす指定管理者事業」で、担当部署は生涯学習課である。

それでは、担当部署より改めて事業内容をご説明いただきたい。

生涯学習課

本事業は、市民交流センターおあしす・市立図書館・視聴覚ライブラリー・中央公民館図書室・旭地区センター図書室の管理運営に関し、指定管理者による適切な業務が遂行されるよう管理監督を行うものである。

指定管理業務については平成22年度から導入しており、OITグループが運営している。指定管理者からは、毎月、保守点検や修繕、事業などの報告を受けるとともに、日常的に情報共有をし、指導を加えながら適切な管理に努めている。また、指定管理者と共同で、おあしす運営協議会・図書館協議会を開催して、利用者目線での幅広いご意見をいただきながらサービス向上を図っている。

事業概要は以上である。

ここで、事前にいただいた質問について回答させていただく。

- ・今後、電子図書館、eラーニング等について、利用支援といったようなことも考えていただけたらと思う。

⇒電子図書館とは、図書館に来なくても、ご自宅でスマートフォンやパソコンを通じて電子図書の検索、閲覧、貸出、返却ができるサービスである。コロナ禍において、図書館に来ることなく自宅でサービスを受けられるという点から他の自治体でも導入が進んでいる。一方で、初期費用、ランニングコストが多額にかかることや読める回数に制限があること、需要のある人気の新刊の購入などは高額になるといった様々な課題がある。今後、先行自治体がこのような課題をどのように解決しているのかを研究するとともに、電子図書館やeラーニングについて引き続き情報収集を行い、本市における電子図書館のあり方を研究していきたいと考えている。

- ・委託先の選定について、委託に至るまでの手続はどのようになされているのか。委託先となる事業所等の基準や公募の規定等はあるのか。

⇒委託先の選定については、特定の事業者だけを指名する方法は取っておらず、募集要項に基づいた公募による方法で選定している。委託に至るまでの手続については、応募事業者のプレゼンテーション、指定管理者選定委員会を経て、教育委員会および市議会に議案として上程している。議決後に事業者と市で基本協定を締結して委託する流れとなっている。委託先の公募基準については、募集要項にある細かな諸条件を遵守いただくとともに、教育委員会が指定管理者に要求している管理運営に関する基準を示した仕様書の内容を満たすことが

必要となっている。

- ・市民交流センターおあしす、市立図書館、各図書室の運営と管理、および、その実施のために行うおあしす運営協議会や図書館協議会の開催に関して、事業自体は、委託者と受託者が協議して進めることと思うが、その事業を企画・運営・評価の各段階で、生涯学習課は何を行ったのか。

⇒おあしす運営協議会や図書館協議会における、市と指定管理者の役割であるが、会議の開催と立案、各委員との調整や各通知の発送などは市が行っている。また、協議会当日については、市が司会進行を行い、各説明については指定管理者が行っている。なお、議事録の作成は市が対応している。

各協議会の委員の構成についてであるが、施設を利用している団体のうち主に社会教育に関係している団体からご推薦いただくとともに、学識経験者および公募委員の枠を設けている。おあしす運営協議会は10名、図書館協議会は9名の委員が委嘱されている。事業の評価については市が行い、市議会に報告を行っている。また、各委員からいただいた意見については、定例会などで協議を諮り、管理運営に役立てている。市民交流センターおあしすと図書館の指定管理については、2回の更新を終え3期目を迎えている。利用者による利用満足度も高い水準を維持しているため、引き続き市と指定管理者が共に施設を運営している自覚を持ちながら事業に取り組んでいきたいと考えている。

坂野会長

今の説明について、何かご意見等はあるか。

木原委員

当市もデジタルトランスフォーメーション推進計画を策定するというので、様々な分野でデジタル化が進んでいくと考えられるが、電子図書館においても広い情報にアクセスできるようにしていただけたらと思う。

生涯学習課

市民の皆様がアクセスしやすい情報については、デジタルトランスフォーメーションが進んでいく中で市として取り組んでいく必要があると考えている。デジタルトランスフォーメーションについては、主に庶務課情報担当が主軸で取り組んでいるが、各部署がデジタル化できるものとできないものを把握しながら進めていかなければならないと思う。生涯学習課としては、図書館という施設を担当しているので、うまく連携していけたらと思う。

松村委員

予算はどのようなプロセスで決まっていくのか。

生涯学習課

予算の内容については、おおむねの内訳を示したうえで指定管理者選考委員会にお

いて了承を得ているが、最終的には議会の議決を得て決定している。参考に今年度の予算で説明させていただくと、人件費が約1億2,700万円、水道光熱費などの公共料金が約2,600万円、施設維持管理費などが約3,600万円となっている。さらに図書館固有の経費が約5,400万円あり、合計で約2億4,300万円を今年度の予算として計上している。そこに指定管理料として2億3,600万円を支払う見込みで3月議会に上程しているところである。金額については、5年間の契約の中で示されているのでその内容を上限として支払うが、年々額が上がっている。理由としては最低賃金の引き上げに伴う人件費の上昇や消費税の増税が考えられる。

高崎委員

図書館の利用実績について、男女比や年齢別の統計を取っているのか。

生涯学習課

データ上、主に見ているのは貸出し冊数になる。図書館において、貸出し冊数は年々減少している。貸出し冊数を増やす取り組みとともに、図書館は本を借りるだけの施設ではないという観点で「市図書館を使った調べる学習コンクール」などの事業を指定管理者が開催している。また、司書の配置が増えたことも指定管理制度を導入して良かった点である。事業成果の指標として利用者や貸出し冊数のデータを取っているところである。

高崎委員

書籍を新規購入する際の参考として、市民のニーズを把握するために、統計をどのように取っているのか知りたく、お聞きした。

生涯学習課

利用者満足度調査では、利用者の年齢などを基に統計を取っている。利用者満足度調査にお答えいただいた方に限定して言うと、市立図書館では最も回答数が多かった層は60～69歳の方である。

大手委員

新刊がたくさん出ているが、図書館に入れて欲しい本の要望を市民からできるのか。

生涯学習課

図書館の蔵書にない本についてはリクエストを受け付けているので、積極的にリクエストしていただきたい。

## ○第2号 令和3年度 市民参画手続の進捗状況について

坂野会長

第1号について、事務局から説明願いたい。

(資料1及び資料1-1から資料1-3を用いて説明)

ここで、事前にいただいた質問について回答させていただく。

- ・事業等通番⑱⑳について、同一件名「青少年健全育成の充実」に関して、審議会名がそれぞれ「吉川市いじめ問題対策連絡協議会」「吉川市いじめ問題対策委員会」となっている。審議内容は「市内いじめ問題に関する状況」及び「市内児童生徒の生活指導上の諸問題 等」と異なっているが、審議の内容は相互に関連すると思われる。また、開催日がどちらも令和3年11月9日13時30分から16時、開催場所が「おあしす」となっているが、それぞれが別に開催されているのか。

⇒担当課に確認したところ、「吉川市いじめ問題対策連絡協議会」と「吉川市いじめ問題対策委員会」は異なる組織とのことである。「吉川市いじめ問題対策連絡協議会」は、教育委員会、市内小中学校、越谷児童相談所、さいたま地方法務局、吉川警察署から組織されており、いじめの防止に係る機関及び団体の連携を図るために情報交換をする場となっている。「吉川市いじめ問題対策委員会」は専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等から組織されており、事件性のあるものなどを含め、学校における調査が困難な場合等において調査を行うものとしている。通常は別々に開催しているものであるが、今年度に関しては両会のメンバーを一堂に会して、いじめに関する問題が発生した際のシミュレーション研修を行ったとのことである。

- ・事業等通番③「第6次吉川市総合振興計画」について、市民参画手続として審議会、パブリックコメント、市民説明会、地域ヒアリング、ワークショップ、市民討議会の種別があるが、これらの手続の時系列での流れはどのようになっているのか。

⇒市民参画手続を用いて計画などを策定する際に、地域ヒアリングやワークショップは市民と市、市民同士が直接面会し、相互に意見交換をしながら案を作りあげることが目的として実施されることが多い。審議会は、計画策定の中盤から終盤にかけて実施されることが多く、より具体的な案を示しながら委員の方々と意見交換をするものである。また、審議会と並行して説明会を実施し、地域住民の方々へ施策の内容を説明していくものが市民説明会である。このような市民参画手続を経て、市の機関が作成した計画などの原案について、終盤にパブリックコメントを実施し、書面などにより広く意見を募ったうえで計画などが策定される流れとなっている。事業等通番③「第6次吉川市総合振興計画」については、5つの市民参画手続が実施されているが、本来は市民説明会とパブリックコメントを同時期に行うのではなく、自治会などを対象とした市民説明会を早めに実施する予定だったとのことである。しかし、コロナ禍というこ

ともあり、対面で市民説明会を実施することが困難であることから、動画配信により行った経緯がある。また、動画配信を行うタイミングで、計画に関する書面を全戸配布することにより周知しているとのことである。なお、5月から9月の市民参画手続においては『基本構想（案）』について審議し、9月から1月の市民参画手続においては『前期基本計画（原案）』について審議している。

- ・事業等通番③「第6次吉川市総合振興計画」について、市長への報告、議会での審議、市民への説明や情報公開など、審議会での審議が終了した後の手続はどのように行われるのか。

⇒パブリックコメントの意見を踏まえて、1月下旬に審議会で審議したのちに、2月上旬に審議会からの答申を受け、2月中旬に「前期基本計画（原案）に係る答申」・「前期基本計画（原案）」を配付し、議員説明を行うとともに質問を受けている。続いて2月中旬に市長決裁を経て、3月末～4月上旬 市ホームページへ掲載、広報紙4月号で周知するとともに、冊子を議員へ配布および図書館へ配架を予定している。

坂野会長

事務局の説明に対し、質問・意見があればお願いしたい。

木原委員

現時点で、年度当初の予定より多くの市民参画手続が実施されており、評価出来ると思う。コロナ禍において、市民への説明のために動画配信をするなどの工夫がされていることは大変よいことである。

高田委員

先ほど生涯学習課から説明があったが、指定管理者であるO I Tグループとは、どのような組織なのか。

事務局

(株)オーエンス、アイル・コーポレーション(株)、(株)図書館流通センターという3つの会社で組織されており、役割分担でいうと(株)オーエンスが施設の運営管理、アイル・コーポレーション(株)が勤務する人の管理、(株)図書館流通センターが図書館運営に関する部分を担っている。この3社が協力して市民交流センターおあしすなどの管理運営を行っている。

高崎委員

協働事業評価シートについて、相互評価に○が多いが、反省点や改善点などがある事業については、△や×をつけてもいいと思う。次年度の事業のためにも、特に改善点などについては、記述欄に記載してもらいたいのではないか。

坂野会長

個別に考えると、様々な改善点があると思われるが、評価項目を見る限りでは、○

	<p>がつくのが妥当なのではないかと感じている。</p>
郭委員	<p>評価シートの項目が細かくないように感じるので、項目を見直す必要があるのではないか。</p>
坂野会長	<p>評価項目については、もう少し細かいものに見直すといいかもしれない。</p>
事務局	<p>以前、審議会で同様のご意見をいただき、評価シートの見直しを行ったところである。しかし、まだ不足があるとお声をいただいているので、さらに検討していく必要があると感じている。一方、職員の意識の中で、市民との協働ということがしっかり根付いているかという点で考えると、やっと少しずつその意識が芽生えてきたように感じている。評価シートを作成することによって、協働事業に対する意識づけがされてきているという効果があるのではないかと思う。いただいたご意見を基に、評価シートの改善を加えながら、双方の協働に対する意識づけにも活用していきたいと考えている。</p>
大手委員	<p>市民参画手続実施状況一覧表の右欄に根拠法と計画期間の欄があるが、空欄のところがある。これは、根拠法や計画期間がないということか。</p>
坂野会長	<p>例えば地域防災計画などは、決まった年に終了することではなく、恒常的に続くものである。毎年検討を行い、必要があれば修正を加えるという意味で、計画期間を定めていないと考えられる。</p>
事務局	<p>担当課の扱いとして、計画の進捗状況について話し合うものは期間を入れておらず、計画を改定する場合は期間を入れていることがあると思う。今後、集計する際は工夫していきたい。</p> <p>ここで、出席されている委員の皆様にご意見をいただきたい案件がある。</p> <p>現在多くのパブリックコメントが実施されているが、一つの計画が1000ページを超えるものがある。各施設に資料を配架する際、両面で作成しても500ページを超えてしまう。1000ページを超える原案は、市役所など主たる施設に配架することとし、その他の施設には概要版を配架させていただき、記載されたQRコードを読み取ることで、インターネットにより原案を見ることが出来る取り扱いについて、今後、可能としてもよいか協議させていただきたい。</p> <p>デジタルトランスフォーメーション推進の観点からも、こういった方法は一つのやり方でないかと感じている。一方、インターネット環境が整っていない方のことも考</p>

	<p>えて、現在は、すべての施設に原案を配架する方法をとっているので、そういったことも鑑みて、皆様の意見をお聞かせいただきたい。</p>
坂野会長	<p>ペーパーレスの観点からも電子化を推進するべきという意見がある一方で、インターネット環境が整っていない方を取り残さないための対策をどうするかという課題があると思う。市民参画という立場では、重要なテーマであると感じている。</p>
松村委員	<p>施設に配架する資料は、原案と概要版、どちらか一方を決めなくてはならないのか。</p>
事務局	<p>そうではなく、市内公共施設のうち、一部の施設に原案を配架し、その他の施設には概要版を配架するということである。その際、概要版に原案のQRコードを記載し、ホームページでは広く原案を公開する予定である。</p>
松村委員	<p>1000ページの原案を詳細に読む人は少ないと思うので、インターネット上で原案を読めるのであれば、その取扱いで差し支えないと思う。</p>
大手委員	<p>その取扱いで差し支えないと思う。原案を見たいすべての方に、インターネット環境が整っているわけではないと思うので、公共施設で原案を見られるところを増やすなどの工夫は必要だと思う。</p>
金澤委員	<p>概要版と、QRコードから見ることでできる原案の併用で差し支えないと思う。</p>
郭委員	<p>事務局の取扱いで差し支えないと思う。</p>
木村委員	<p>インターネット環境が整っていない方を取り残さない工夫は必要だと思うが、その取扱いで差し支えないと思う。</p>
高崎委員	<p>原案を見たいと思う人が、原案を見る手段さえ守られていればいいと思う。紙の無駄にもならない。これからはそういう工夫が必要だと思う。</p>
木原委員	<p>現在は書面がメインだと思うが、デジタル化を補完するために書面にて情報提供する流れはとて面白いと思う。</p>
高田委員	<p>パブリックコメントに限らず、興味のある人はどのような情報にも気が付くと思うが、多くの方は気が付かないままである。資料の内容も大切だが、パブリックコメン</p>

